第１号様式の３（別表第７関係）

貸与料金の算定根拠明細書

　匝瑳市長　あて

リース事業者　住所

名称

代表者職氏名

電話

リース先　住所

氏名

電話

　補助事業で導入する設備については、下記のとおりであることについて間違いありません。

　また、注意事項に記載されている内容について、間違いがないこと及び補助金交付後も遵守することを誓約します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象  設備 | リース  期間  （月数） | 補助金額 | | | リース料総額  ※　前払金を含む、税抜き金額 | | |
| 匝瑳市  補助金  (a) | 国の  補助金  (b) | 合計(c)  ((a)＋(b)) | 補助金なしの場合(d) | 補助金ありの場合(e) | 差額(f)  ((d)-(e)) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注意事項）

（１）　補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後又は入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結の上、提出すること。

（２）　補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。

（３）　匝瑳市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。

（４）　リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。